

令和4年3月

伊那市議会定例会議案  
関係資料  
(追加分)

令和4年3月10日

令和4年3月伊那市議会定例会議案関係資料（追加分）目次

議案第48号関係資料	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	3
議案第49号・第50号関係資料	給与改定等の概要について……………	5
議案第49号関係資料(1)	伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表……………	6
議案第49号関係資料(2)	伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表……………	7
議案第50号関係資料	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表……………	8

# 議案第48号関係資料

## 伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ～ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に定める職員とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ～ウ 略</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u></p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</u></p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u></p>
	<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第24条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠</u></p>

旧	新
	<p><u>し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p>
	<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>
<p>(委任) 第24条 略</p>	<p>(委任) 第26条 略</p>

# 議案第49号・第50号関係資料

## 給与改定等の概要について

令和3年人事院勧告に準拠し、給与関係条例の改正を行う。

### 民間給与との較差に基づく給与改定

#### (1) 一般職等の特別給

令和4年6月・12月期支給の期末手当の支給割合を次のように改める。

職員等区分	手当区分	6月期		12月期		変動月数	改正後 年間支給割合
		現行	改正後	現行	改正後		
一般職	期末手当	1.275月	1.200月	1.275月	1.200月	△0.15月	2.40月
		調整分※2	△0.150月				
一般職 (特定幹部職員 ※1)	期末手当	1.075月	1.000月	1.075月	1.000月	△0.15月	2.00月
		調整分※2	△0.150月				
再任用職員	期末手当	0.725月	0.675月	0.725月	0.675月	△0.10月	1.35月
		調整分※2	△0.100月				
再任用職員 (特定幹部職員 ※1)	期末手当	0.625月	0.575月	0.625月	0.575月	△0.10月	1.15月
		調整分※2	△0.100月				
特定任期付職員	期末手当	1.675月	1.625月	1.675月	1.625月	△0.10月	3.25月
		調整分※2	△0.100月				
特別職及び議会の議員	期末手当	1.675月	1.625月	1.675月	1.625月	△0.10月	3.25月
		調整分※2	△0.100月				

<参考>

改正後 年間総支給割合 (期末手当・勤勉手当計)
4.30月
4.30月
2.25月
2.25月
3.25月
3.25月

※1 特定幹部職員 = 部長級職員

※2 調整分 = 令和3年度の引下げ分を、令和4年6月の期末手当から減額

(2) 施行期日 公布の日から施行

## 議案第49号関係資料(1)

### 伊那市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(期末手当の額)</p> <p>第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(第52条第1項において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第48条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(第52条第1項において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>

## 議案第49号関係資料(2)

### 伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第39条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、給与条例第39条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年伊那市条例第229号)第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第48条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第39条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、給与条例第39条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び伊那市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年伊那市条例第229号)第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第48条第1項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

# 議案第50号関係資料

## 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>第3条 略</p> <p>2 常勤の職員の手当は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下この項において「条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、条例第48条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、同項の期末手当基礎額は、基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 常勤の職員の手当は、伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号。以下この項において「条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。ただし、条例第48条第1項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、同項の期末手当基礎額は、基準日現在において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の40を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>(期末手当の額)</p> <p>第8条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第8条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>